

「京都市立幼稚園における豊かな幼児教育を保障するためのガイドライン」策定について

市立幼稚園では集団保育を基本としていますが、園児数が減少傾向を辿る中、今後も豊かな幼児教育を保障するための必要な措置等を定めたガイドラインを策定いたします。

1 ガイドライン策定の背景

現在、市立幼稚園では全園で早朝・夕方の預かり保育を実施し、就労家庭でも利用できる体制を整備するとともに、医療的ケアを必要とする園児や様々な困りを抱える園児の受入等、多様なニーズに对应している。また、全国の優れた教育実践を懸賞・支援する民間の財団法人から全国トップクラスの評価を受ける園もあるなど、全園で先進的な研究教育活動を進めている。

しかしながら、令和元年度10月から、市立幼稚園をはじめ、保育所や私立幼稚園、認定こども園等における保育料が無償になり、保護者の選択肢が拡大するとともに、少子化が進む中、市立幼稚園の園児数は減少傾向を辿っている。

こうした中、今後とも、子どもの主体性や協調性、人間関係の育ちなどの資質能力を育むことを目指す集団保育を基本とした市立幼稚園の豊かな幼児教育を保障するため、本ガイドラインを策定するものとする。

2 ガイドラインの概要 資料1 参照

(1) 目的

京都市立幼稚園においては、多様な遊びを通して未来につながる力の育成に取り組んでおり、子どもの主体性や協調性、人間関係の育成など、在籍園児に育みたい資質能力や人的教育環境を保障するために集団保育を基本としている。

しかしながら、今後、更なる園児数の減少により、様々な工夫によっても望ましい教育活動の実施が難しくなる場合が想定される中、市立幼稚園において豊かな幼児教育を保障するために必要となる園児数と、その園児数を下回った場合の措置等についてのガイドラインを定める。

(2) ガイドラインの考え方

市立幼稚園において集団的な教育活動を行うためには、以下の理由により、**1学級あたり10名**以上の園児が在籍することが望ましいと考えており、現在、園児数が減り、各学級が小規模となった場合でも、10名程度以上での活動ができるよう、学年を超えた保育を進めるなど工夫しながら、園全体での集団保育を行っている。

このため、市立幼稚園における**1園あたり**の必要な園児数について、「**10名**」と定めるものとする。

(10名である理由)

幼稚園において、主体的に友だちと誘い合って成立する遊びが同時に複数進行することで子どもの意欲や主体性を育んだり、子どもが十分に体を動かして、仲間と活動する喜びや心の葛藤を経験するためには、概ね3名以上の園児からなる遊びが3グループ以上形成できる10名以上の集団が必要と考えるため。

(3) 必要な園児数を下回った場合の扱い

- ① 翌年度に行う入園児の募集を停止し、在籍園児が卒園する年度末において閉園する。
- ② 隣接の市立園がある場合は、隣接園に通園区域を再編する。

<園児数の判定基準>

「A 当該年度の在籍園児数」と「B 翌年度の在籍園児数」がともに10名未満となった場合、「必要な園児数を下回った」と判定する。

A	「当該年度の在籍園児数」の10名未満の判定	5月1日から8月31日までの当該年度の在籍園児数が一度でも10名未満となった場合
B	「翌年度の在籍園児数」の10名未満の判定	10月31日時点における「翌年度の見込在籍園児数」が10名未満となった場合

(4) 閉園基準

- ① 入園募集の停止を決定した2年保育園は、当該年度の翌々年度末に閉園
- ② 入園募集の停止を決定した3年保育園は、当該年度の翌々々年度末に閉園
- ③ 上記のほか、在籍園児が0名となった場合は、その時点から休園とし、当該年度末に閉園

(5) ガイドライン適用時期 資料2、3参照

- ① 2年保育園は令和6年度
- ② 3年保育園は令和7年度

(適用年度が異なる理由)

ガイドラインを適用して閉園を決定した場合、翌年度の入園希望者にも大きな影響を及ぼすことが見込まれるため、翌年度に在園する園児の保護者が、ガイドラインの説明を受けた上で入園していることが望ましい。

3年保育の幼稚園で、仮に令和6年度からガイドラインを適用し、令和6年度の時点で基準に該当した場合、令和7年度の在園児のうち、5歳児(年長)家庭は、ガイドラインの説明を受けずに令和5年4月に園児を入園させていることになり、こうした状況を回避するため令和7年度からの適用とする。

3 今後のスケジュール(予定)について

令和5年5月 文教はぐくみ委員会報告

各園から保護者、地域へ説明

6月 ガイドライン策定

入園希望保護者へ説明

令和6年4月 ガイドライン適用開始(2年保育園)

基準該当園は令和7年度園児募集停止・令和8年度末閉園【最短】

令和7年4月 ガイドライン適用開始(3年保育園)

基準該当園は令和8年度園児募集停止・令和10年度末閉園【最短】

(参考) 京都市立幼稚園の概要 資料4、5参照

(1) 園 数 15園 (北1、上京5、中京1、下京1、左京1、右京1、伏見5)

(参考)

- ・ピーク時には25園設置していたが、H4年～H29年度で12園を統合・閉園

(統合)

桃園・小川・中立→みつば

生祥・城巽・竹間・柳池、明倫→生祥・城巽

生祥・城巽→中京もえぎ

(閉園)

豊園、日彰、貞教、開智

- ・私立幼稚園は市内に84園設置されている。
- ・2年保育園 (4～5歳児が在籍) 6園
- ・3年保育園 (3～5歳児が在籍) 9園
- ・小学校との併設 (敷地内又は隣接) 10園
- ・徒歩通園を基本に通園区域が定められており、通園バスの運行はない

(2) 園児数等 (令和5年5月1日現在)

総園児数 676名 / 定員1,725名 (定員比39.2%)

1園あたり平均約45名

1園の最少園児数 15名 (京極、待賢)

最大園児数 124名 (中京もえぎ)

京都市立幼稚園における豊かな幼児教育を保障するためのガイドライン（案）

1 市立幼稚園での教育活動

京都市立幼稚園においては、多様な遊びを通して未来につながる力の育成に取り組んでおり、子どもの主体性や協調性、人間関係の育成など、在籍園児に育みたい資質能力や人的教育環境を保障するために集団保育を基本としている。

なぜなら、市立幼稚園における教育活動では、集団での活動（遊び）を通じて、仲間と共に遊ぶ楽しさや嬉しさを感じることはもとより、幼児自身が、意見の違う仲間とのかかわりの中で、葛藤しながらも、相手の気持ちを推し測ったり、慮ったりしながら、気持ちの調整をする経験、また、自分の思いを相手に伝え、相手にも理解を得ようとする経験をし、更に、一つのグループの一員として仲間と協調しながら他のグループと遊んだり話し合ったりすることで、仲間の大切さや力を合わせて取り組むことの喜びを学び、育むことを目指しているからである。

これらは、所謂、非認知能力と言われる、協調性や達成感につながる資質能力であり、将来にわたって、子どもたちの学びと成長を支え、人と共に生きるうえで必要な土台の育成に繋がるものである。

そして、こうした集団的な教育活動を通して、主体的に友だちと誘い合って成立する遊びが同時に複数進行することで子どもの意欲や主体性を育んだり、子どもが十分に体を動かして、仲間と活動する喜びや心の葛藤を経験するためには、概ね3名以上の園児からなる遊びが3グループ以上形成できる10名以上の集団が必要であり、市立幼稚園では、本来、1学級あたり10名程度以上（2年保育園であれば総園児数20名程度以上、3年保育園であれば30名程度以上）の園児が在籍することが望ましいと考えている。

こうしたことから、現在、市立幼稚園において園児数が減り、各学級が小規模となった場合でも、一定規模の集団の下で活気ある教育活動を展開し前述の資質能力を育むために、10名程度以上での活動ができるよう、学年を超えた保育の工夫をしたり、他園・小学校との交流の機会を設けたりするなど、園全体での集団保育を行い、教育的効果を高める取組を行っている。

2 ガイドライン策定の目的

以上のように、幼児期の学びが小学校以降の学びや学習に連続していくことも踏まえ、京都市立幼稚園では、豊かな幼児教育を保障するために、今後も一定規模以上の園児数での集団保育を基本とし、必要な資質能力を育んでいくこととする。

しかしながら、更なる園児数の減少により、様々な工夫によっても望ましい教育活動の実施が難しくなる場合が想定される中、今後とも京都市立幼稚園における豊かな幼児教育を保障するため、必要な園児数と、当該園児数を下回る場合の措置の内容、実施時期を明確化することを目的に、ガイドラインを定めることとする。

3 1園あたりの必要な園児数

10名

4 必要園児数を下回る場合の措置及び基準

①当該年度5月1日から8月31日までの在籍園児数が一度でも10名未満となり、かつ②翌年度の見込在籍園児数（当該年度の10月31日時点における5歳児を除く在籍園児数に、翌年度の入園予定園児数（願書の提出があった幼児の人数）を加えた人数）も10名未満となる園については、以下の措置を行う。

- (1) 翌年度に行う翌々年度入園児の募集を停止する。
- (2) 通園区域が隣接する京都市立幼稚園がある場合は、翌々年度の4月に隣接の京都市立幼稚園（複数ある場合は複数の京都市立幼稚園）に当該園の通園区域を再編するものとする。ただし、当該年度又は翌年度から翌々々年度まで継続して在園している園児については、再編前または再編後のいずれかの通園区域を選択することができることとし、(3)及び(4)に該当する園児については、再編前の通園区域を適用する。
- (3) 上記(1)に該当した2年保育を実施する京都市立幼稚園における年度途中の入園については、当該年度及び翌年度は4歳児及び5歳児、翌々年度は5歳児についてのみ入園を許可する。
- (4) 上記(1)に該当した3年保育を実施する京都市立幼稚園における年度途中の入園については、当該年度及び翌年度は3歳児及び4歳児並びに5歳児、翌々年度は4歳児及び5歳児、翌々々年度は5歳児についてのみ入園を許可する。

5 閉園基準

- (1) 4(1)に該当した2年保育を実施する京都市立幼稚園は、当該年度の翌々年度末に閉園とする。
- (2) 4(1)に該当した3年保育を実施する京都市立幼稚園は、当該年度の翌々々年度末に閉園とする。
- (3) 上記(1)及び(2)のほか、在籍園児が0名となった場合は、その時点から休園とし、当該年度末に閉園とする。

6 その他

このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの実施に関して必要な事項は教育長が定める。

7 適用期日

このガイドラインは、次のとおり適用する。

- (1) 2年保育を実施する京都市立幼稚園 令和6年度から
- (2) 3年保育を実施する京都市立幼稚園 令和7年度から

<令和8年度末閉園イメージ(2年保育園)>

	5年度			6年度			7年度			8年度			9年度		
	4	5	6	4	5	6	4	5	6	4	5	6	4	5	6
	在園児及び入園希望保護者へのガイドライン説明開始			適用	閉園決定					隣接園に通園区域再編					
H28年度生まれ															
H29年度生まれ	5歳児			卒園	5歳児+4歳児										
H30年度生まれ	4歳児														
R元年度生まれ		説明会	入園募集…→												
R2年度生まれ															
R3年度生まれ															
R4年度生まれ															
R5年度生まれ															

4歳児+次年度4歳児[応募数]

5歳児+4歳児

判定①
5/1~8/31の期間

判定②
10/31時点

卒園

5歳児

4歳児

5歳児

閉園

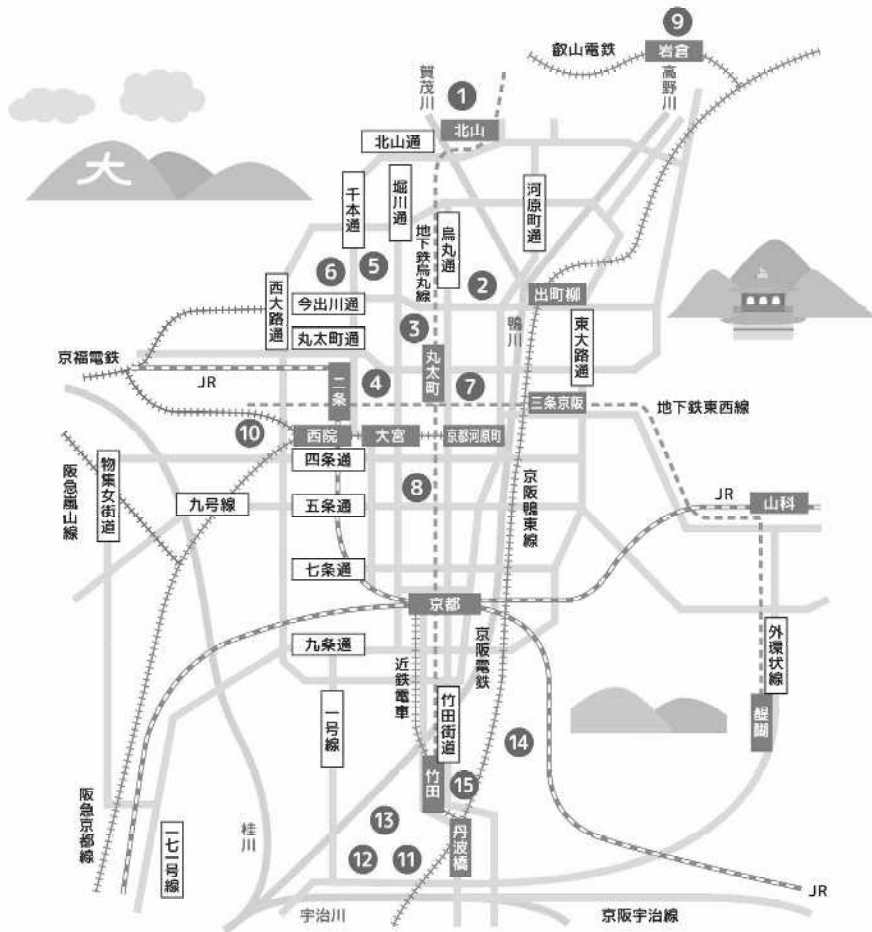
入園受け入れ中止

<令和10年度末閉園イメージ(3年保育園)>

	5年度												6年度												7年度												8年度												9年度												10年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3												
	在園児及び入園希望保護者へのガイドライン説明開始 ▼														適用 ▼												閉園決定 ▼													隣接園に通園区域再編 ▼																																
H29年度生まれ	5歳児												卒園												5歳児+4歳児+3歳児												4歳児+3歳児+次年度3歳児[応募数]																																			
H30年度生まれ	4歳児												5歳児												卒園																																															
R元年度生まれ	3歳児												4歳児												5歳児												卒園																																			
R2年度生まれ	説明会	入園募集…→											3歳児												4歳児												5歳児 (年度途中入園及び転園可能)												卒園																							
R3年度生まれ	説明会												入園募集…→											3歳児												4歳児 (年度途中入園及び転園可能)												5歳児 (年度途中入園及び転園可能)												卒園												
R4年度生まれ	説明会												入園募集…→											3歳児												4歳児 (年度途中入園及び転園可能)												5歳児 (年度途中入園及び転園可能)												5歳児 (年度途中入園及び転園可能)												閉園
R5年度生まれ	説明会												入園募集											入園受け入れ中止																																																
R6年度生まれ	説明会												入園募集											入園受け入れ中止																																																
R7年度生まれ																																																																								
R8年度生まれ																																																																								



京都市立幼稚園 一覽



1 上賀茂
tel. 781-2336
北区上賀茂烏帽子ヶ垣内町1



6 翔鸞
tel. 461-3642
上京区御前通今出川上る烏居前町671



11 伏見板橋
tel. 611-2684
伏見区下板橋町610



2 京極
tel. 231-6696
上京区塔之段敷之下町428



7 中京もえぎ
tel. 254-8441
中京区間之町通竹屋町下る楠町601-1



12 伏見南浜
tel. 601-2731
伏見区丹後町142



3 みつば
tel. 441-3752
上京区小川通今出川下る針屋町370



8 楊梅
tel. 351-0937
下京区醒ヶ井通松原下る篠屋町59



13 伏見住吉
tel. 601-3652
伏見区中之町478



4 待賢
tel. 841-3200
上京区丸太町通黒門東入藁屋町536-1



9 明德
tel. 781-4660
左京区岩倉忠在地町221



14 深草
tel. 641-1466
伏見区深草西出町64



5 乾隆
tel. 441-0406
上京区寺ノ内通千本東入1丁目下る姥ヶ寺之前町919-3



10 西院
tel. 313-1392
右京区西院下花田町34



15 竹田
tel. 641-3318
伏見区竹田桶ノ井町8-2



詳しくは各園のホームページをご覧ください。

京都市教育委員会 指導部学校指導課 tel.222-3806



令和4年7月発行

令和5年度 京都市立幼稚園 園児数（5月1日現在）

No.	園名	3歳児	4歳児	5歳児	計	(参考) 過去3年の 園児数推移（5月1日）			小学校 併設
						R4	R3	R2	
1	上賀茂		20	11	31	24	36	38	○
2	京極		5	10	15	23	12	14	
3	みつば	28	26	34	88	89	90	92	
4	待賢		6	9	15	12	20	24	
5	乾隆	7	7	11	25	20	30	40	○
6	翔鸞	5	5	11	21	30	35	33	○
7	中京もえぎ	35	44	45	124	140	144	156	
8	楊梅	15	24	18	57	64	57	51	○
9	明德		23	20	43	48	55	62	○
10	西院		5	19	24	35	37	38	○
11	伏見板橋	20	14	15	49	38	46	48	○
12	伏見南浜	20	21	18	59	47	47	56	○
13	伏見住吉	17	21	22	60	54	57	66	○
14	深草		19	9	28	25	32	27	
15	竹田	18	11	8	37	39	40	52	○
	計	165	251	260	676	688	738	797	10園